

大磯町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 32,054	千円 11,751,216	千円 727,363	千円 2,537,474	% 21.6	% 21.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
5年度	人 248	千円 949,269	千円 285,090	千円 395,079	千円 1,629,438

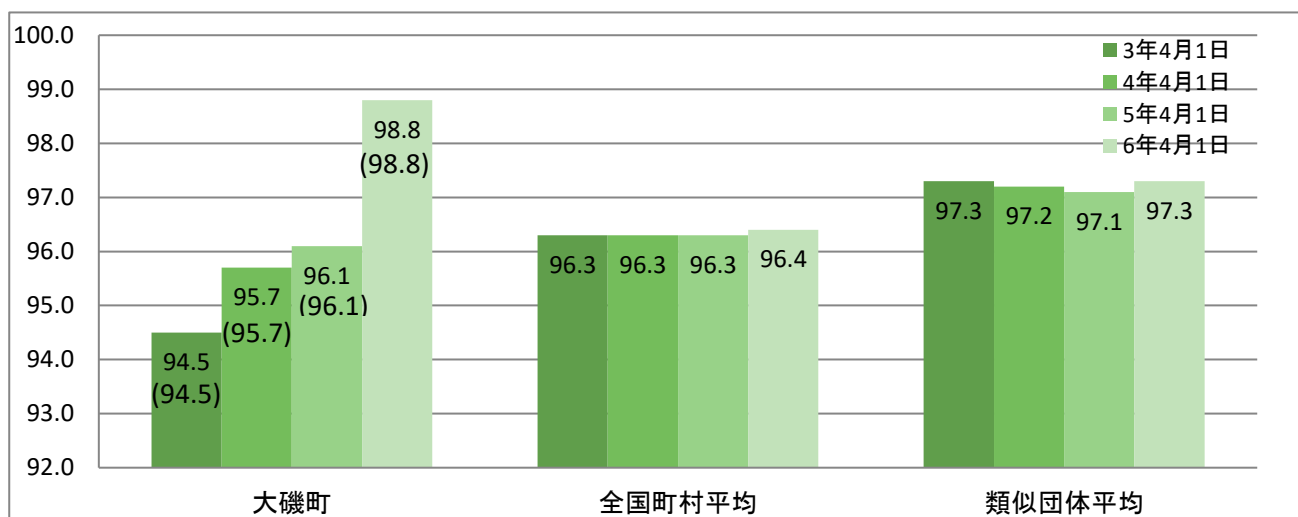
(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 6,570	千円 5,777

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に

基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に認定される職員を除いている。

※ 6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

令和5年度給与改定において町独自加算を含めた改定を行ったため。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.5%引下げ。若年層については、水準を引き上げ、高齢層については重点的に引き下げを実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準４％に対し、大磯町においては給与制度の総合的見直しに係る経過措置を行わなかったため、制度完成時の６％を支給。

（実施時期）平成２７年４月１日より実施。

（参考）

	各年度の支給割合											
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1日 時点	遡及 改定後									
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
大磯町の支給割合	3%	6%	—	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

自己所有の住居手当について、月額１万円から月額８,０００円に減額。（平成２７年４月１日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（６年４月１日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大磯町	39.3 歳	295,000 円	387,319 円	347,920 円
神奈川県	42.8 歳	323,335 円	423,674 円	383,367 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.3 歳	306,955 円	371,835 円	340,734 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応類似職種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	A/B
大磯町	61.3 歳	3 人	231,500 円	272,699 円	253,166 円	—	—	—	—
用務員	***	1 人	***	***	***	用 務 員	49.1 歳	244,800 円	***
自動車 運転手	***	1 人	***	***	***	乗用 自動車運転者	62.4 歳	239,200 円	***
その他	***	1 人	***	***	***				
神奈川県	52.3 歳	252 人	297,537 円	356,224 円	343,449 円				
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	330,553 円	—				
類似団体	51.6 歳	6 人	294,467 円	327,123 円	313,418 円				

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3カ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大磯町	45.2 歳	337,833 円	416,771 円
神奈川県	40.5 歳	348,056 円	420,232 円
類似団体	40.4 歳	299,747 円	338,211 円

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分		大磯町	神奈川県	国
一般行政職	大 学 卒	199,800 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	171,600 円	166,600 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	173,800 円	169,000 円	—
	中 学 卒	164,600 円	159,500 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（6年4月1日現在）

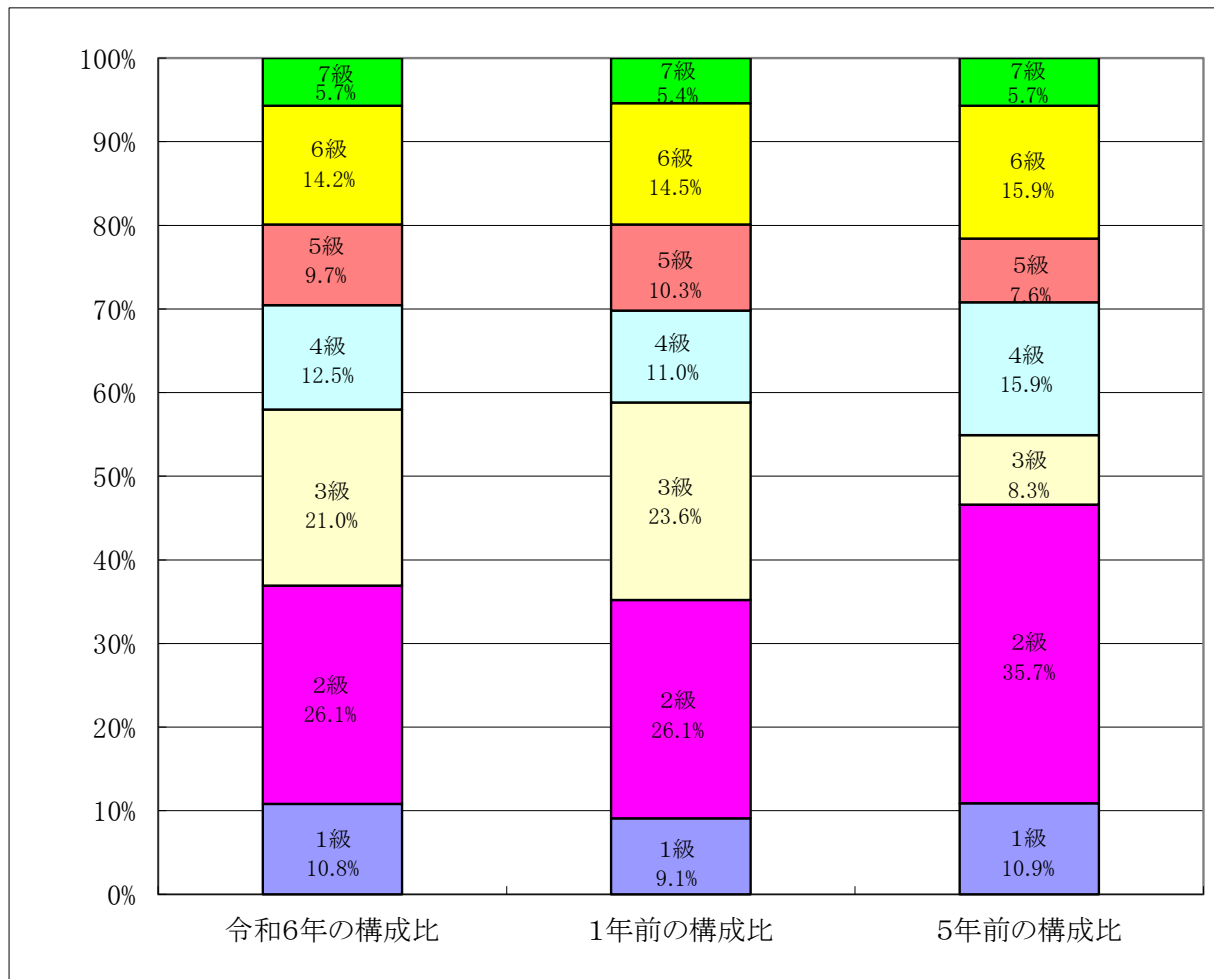
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	259,066 円	348,180 円	— 円	417,942 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

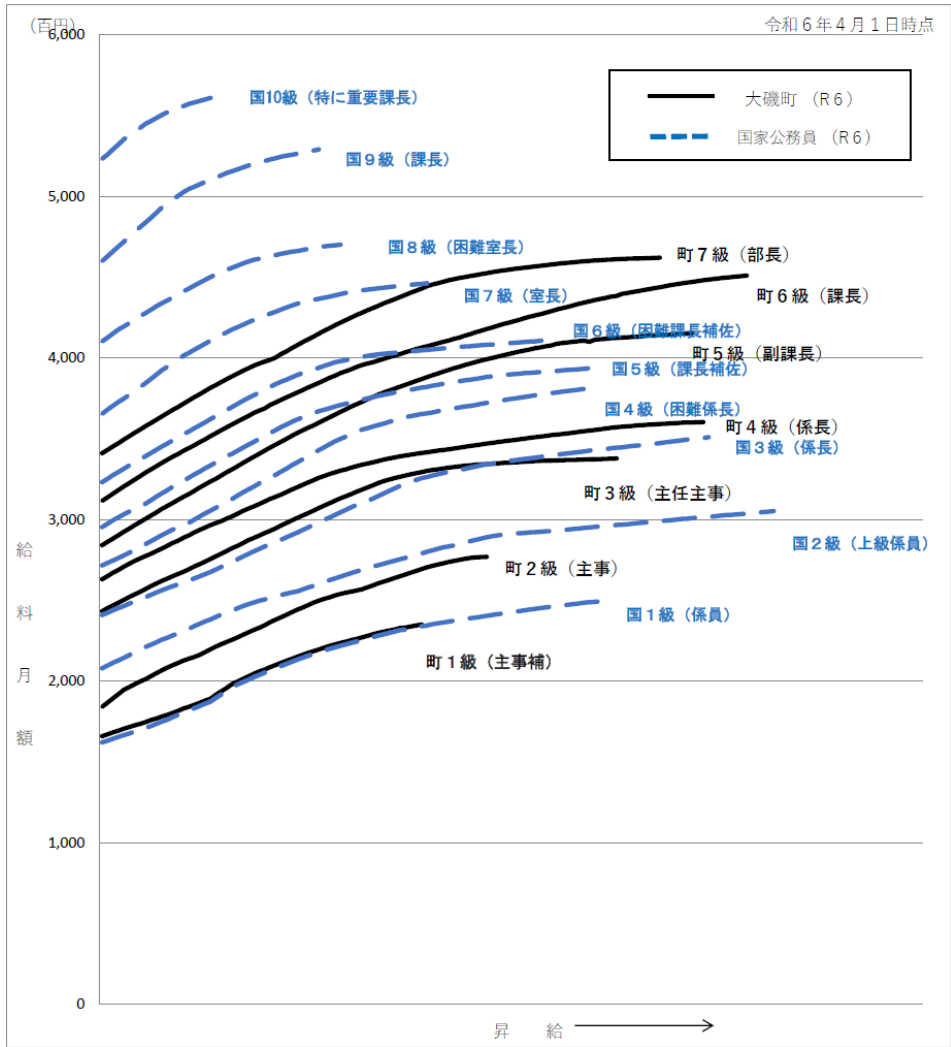
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事補	19人	10.8%	166,000円	235,000円
2 級	主事	46人	26.1%	184,100円	276,900円
3 級	主任主事	37人	21.0%	243,300円	337,700円
4 級	係長	22人	12.5%	263,100円	360,300円
5 級	副課長	17人	9.7%	284,100円	415,400円
6 級	課長	25人	14.2%	311,500円	450,900円
7 級	部長	10人	5.7%	341,000円	462,000円

- (注) 1 大磯町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（大磯町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 磯 町	神 奈 川 県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,499 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,764 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～18%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(大磯町)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(6年4月1日現在)

大 磯 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職者特例措置(2～20%加算) 1人当たり平均支給額 9,667 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職者特例措置(2～45%加算)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違いによることなく退職した場合も含む

(3) 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			65,484 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			207,227 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
大磯町全域	6 %	316 人	6 %

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			1,600 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			41,021 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			12.5 %	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症業務手当	全職員	感染症の所見がある者又はその疑いがある者の救護、治療、看護若しくは消毒又は病毒汚染物品の処理作業に従事した場合	79 千円	作業1回につき350円
		新型コロナウイルスの病原体を有し、又は有する疑いのある人に接する作業		作業に従事した1回につき3,000円
				身体に接触して、又は長時間にわたり接して行う作業に従事した場合、1日につき4,000円
災害救急業務手当	消防職員	火災その他災害に出動	1,521 千円	出動1回につき200円
		救急事故に出動し、被救助者の救出、救助に従事した場合		出動1回につき200円
				出動中救急救命士法に基づく処置を行った場合、出動1回につき510円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	90,433	千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	386,464	円
支給実績（４年度決算）	84,932	千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	370,882	円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（6年4月1日現在）

手当名		内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (５年度決算)	支給職員１人当たり 平均支給年額 (５年度決算)
扶養手当		配偶者	7,000円	異	支給額	21,469千円	221,326円
		満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子	10,000円				
		満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫	6,500円				
		満60歳以上の父母及び祖父母					
		満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある弟妹					
		心身に著しい障害がある者					
		特定扶養の期間（満16歳から満22歳）にある子１人に対する加算額	5,000円				
住居手当		借家・貸間	27,000円 家賃27,000 未満の時は、家賃の額	異	支給額 支給対象	26,042千円	162,763円
		持家	8,000円				
通勤手当	自転車等の交通用具を利用	2km～5km	4,000円	異	支給額 支給対象	23,873千円	88,746円
		5km～10km	5,200円				
		10km～15km	7,300円				
		15km～20km	8,900円				
		20km～25km	11,300円				
		25km～30km	13,700円				
		30km～35km	16,100円				
		35km～40km	18,500円				
		40km～	20,900円				
		交通機関等を利用	6か月定期相当分を支給				
管理職手当		課長	16～18%	異	支給率	57,354千円	754,664円
		副主幹	14%				
管理職特別勤務手当		課長	10,000円 ～12,000円	異	支給額	776千円	11,086円
		副主幹	8,000円				
休日勤務手当		休日において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に勤務１時間当たりの給与額に135%を乗じた額を支給		同	－	11,609千円	331,674円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間につき勤務1時間当たりの給与額に25%を乗じた額を支給	同	—	3,197千円	96,881円
宿日直手当	勤務1回につき、6,700円	異	支給額	1,253千円	12,656円

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分				給 料	月 額	等
給 料	町 副 町	長 長		767,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
				623,000 円	920,000 円／592,000 円 760,000 円／530,000 円	
報 酬	議 副 議	長 長 員		423,000 円	499,000 円／252,000 円	
				344,000 円	430,000 円／202,000 円	
				315,000 円	400,000 円／174,000 円	
期 末 手 当	町 副 町	長 長		(5 年 度 支 給 割 合) 3.85 月 分		
				(5 年 度 支 給 割 合) 4.15 月 分		
退 職 手 当	町 副 町	長 長		(算 定 方 式)	(1 期 の 手 当 額)	(支 給 時 期)
				給 与 月 額 × 勤 続 月 数 × 37.5 / 100	13,806,000 円	任 期 ご と
					給 与 月 額 × 勤 続 月 数 × 25 / 100	7,476,000 円
	備 考					

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

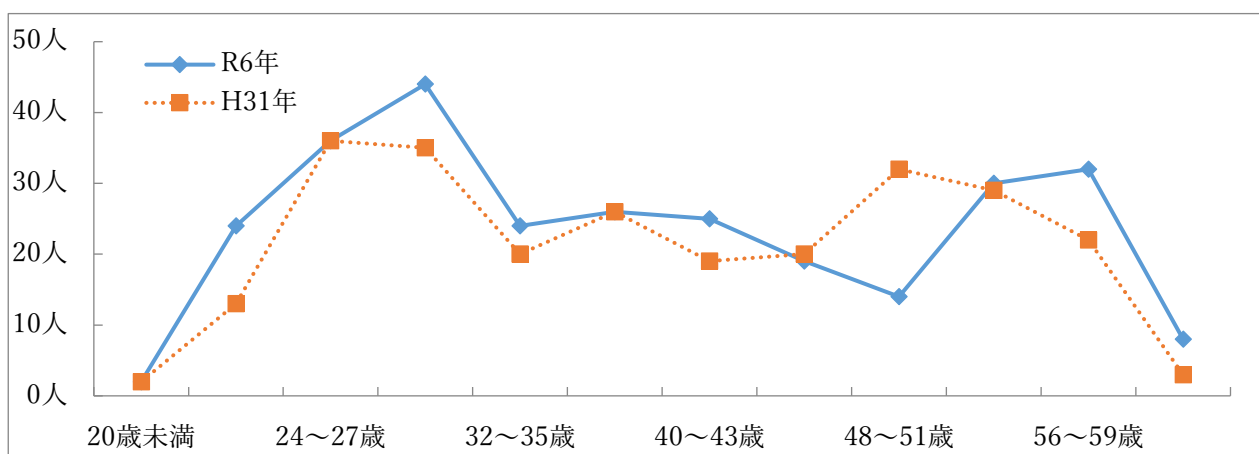
（百万円・千人単位）

区 分			職 員 数		対 前 年 数	主 な 増 減 理 由
			令和 5 年	令和 6 年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	
		総 務	50	55	5	
		税 務	12	12	0	
		農 林 水 産	7	7	0	
		商 工	4	5	1	
		土 木	25	28	3	
		民 生	33	38	5	
		衛 生	26	27	1	
	計	160	175	15	< 参 考 > 人口 1 万当たり職員数 54.60 人 （類似団体の人口 1 万当たりの職員数 53.56 人）	
	教育部門		39	41	2	
	消防部門		49	50	1	
	小 計		248	266	18	< 参 考 > 人口 1 万人当たり職員数 82.98 人 （類似団体の人口 1 万当たりの職員数 67.22 人）
業計等企 業部門	下 水 道		7	6	- 1	
	そ の 他		12	12	0	
	小 計		19	18	- 1	
合 計			267	284	17	< 参 考 > 人口 1 万当たり職員数 88.60 人 [334] [334] [334]

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (6年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	2 人	24 人	36 人	44 人	24 人	26 人	25 人	19 人	14 人	30 人	32 人	8 人	284 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・％)

年 度 部門別	元 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	過 去 5 年 間 の 増 減 数 (率)
一 般 行 政	156	159	163	161	160	175	19 (12.2 %)
教 育	37	38	36	39	39	41	4 (10.8 %)
消 防	46	43	46	48	49	50	4 (8.7 %)
普 通 会 計 計	239	240	245	248	248	266	27 (11.3 %)
公 営 企 業 等 会 計 計	18	19	19	19	19	18	0 (0.0 %)
総 合 計	257	259	264	267	267	284	27 (10.5 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。